



ドイツの刑事手続における合意

(刑事訴訟法257条c)

ドイツ連邦共和国・オスナブリュック大学教授・ヨーロッパ及び国際刑法学研究センター所長

アルント・ジン

法科大学院准教授 滝沢 誠 (訳)

A. はじめに

刑事手続における合意 (Verständigungen im Strafverfahren) は、その下位概念として、取決め (Absprache)、和解 (Vergleich) あるいは取引 (Deal) とも呼ばれている。裁判所と刑事手続の参加者、すなわち、検察、被告人及び弁護人は、また、訴訟参加 (die Nebenklage) においても、手続の進行 (Verfahrensfortgang)、及び、特に、手続の終了 (Verfahrensausgang) について合意を形成することができる。

そのような合意に向けられた手続参加者の動機は、様々であろう。司法にとっては、僅かな資源の有効活用が強調される。この目的は、取決めがなされ、従って、できるだけ迅速な手続によって、達成されうる。さらに、込み入った手続、場合によっては複雑な手続を終了させたいという望みが加わる。被告人は、自身にとって有利な手続の終了に到達することを求める。被告人がそれに払う代償は、自白をすることである。

刑事手続における取引、取決め、合意については、ドイツにおいて、近年、多く

-
- ・ 本テキストは、筆者がプロジェクト研究を契機としてフィシュバウにおいて行った講演を基としている。本稿は、既に、プロジェクト研究を契機としてカザフスタンのアルマトイで行ったものとして、F.-C. Schroeder/Kudratov, Die strafprozessuale Hauptverhandlung zwischen inquisitorischem und adversatorischem Modell: Eine rechtsvergleichende Analyse am Beispiel des deutschen und des zentralasiatischen Strafprozessrechts, 2014, S. 145 ff.に掲載されている。講演原稿としてのスタイルを維持している。講演の後に、本稿の脚注および連邦憲法裁判所の2013年3月19日判決を加筆している。

の論争が行われている¹。このテーマに関する論稿を全て評価することは、本稿の範囲を超えることになろう。刑事手続における合意に関する両陣営、すなわち、肯定論者及び厳格な否定論者は自己の立場を明確にし、また、刑事訴訟における合意の肯定論者は増加してきたような様相がある。というのも、2009年の夏から²、刑事訴訟法257条cの規定（以下、本稿では、特に断りのない限り、条文数については刑事訴訟法のそれを意味する。訳者注）により、ドイツの刑事訴訟法に、それを認める規定が盛り込まれることになったからである。結局は、連邦憲法裁判所（Bundesverfassungsgericht）は、多くの注目を受けた2013年3月1日の決定（Entscheidung）³において、その規定に妥協をし、その規定においては憲法違反にはなりえないと判断したからである。

本稿においては、私もまた自身の立場、つまり、取引の対立者としての立場を明らかにしする。この点について言及する前に、ドイツの刑事訴訟法にとってはいまだに新しい規定の内容を概観する。

B. 刑事手続における合意の規定、刑事訴訟法257条c

257条cは、許された合意の内容、すなわち、合意の成立とその効果を含む規定を有している⁴。現行刑事訴訟法の基本諸原則の枠組みは変更されていない⁵。この規定は、弁護人と弁護されている被告人を意識的に区別しておらず、また、合意に関する規定は簡易裁判所における手続において排除されていない。従って、公正ではない一等二等から構成される司法（Zwei-Klassen-Justiz）が存在することが排除されていると言われている。特に、このことは実務においては、正当に評価されている。というのも、簡易裁判所においても合意が行われているからである⁶。

控訴審における事後審査という目的だけではなく、合意によって形成される必要な結果の透明性と記録化は、裁判所の包括的な告知義務及び記録義務によって保障されているとされている（243条4項、257条c第4・5項、273条1項a）⁷。

1 Vgl. etwa Meyer-Goßner ZRP 2004, 187 (187 f.); Roxin/Schünemann, Strafverfahrensrecht, 27. Auflage 2012, § 17 Rn. 9 ff.; Schünemann ZRP 2009, 104 (105).

2 § 257c eingef. mWv 4.8.2009 durch Gesetz vom 29.7.2009 (BGBl. I S. 2353).

3 BVerfG, 2 BvR 2628/10 vom 19.3.2013.

4 Vgl. insg. BT-Drs. 16/12310 v. 18.3.2009, S. 1 ff.

5 Vgl. BT-Drs. 16/12310 v. 18.3.2009, S. 1.

6 Vgl. BT-Drs. 16/12310 v. 18.3.2009, S. 2.

7 Vgl. BT-Drs. 16/12310 v. 18.3.2009, S. 1.

I. 合意の対象

合意の内容は、257条c第2項において明確に規定されている⁸。

「この合意の対象は、法効果（Rechtsfolgen）に限られる。判決の内容及びそれに属する決定、当該事実認定手続におけるその他の手続に関連する措置、並びに、手続参加者の訴訟態度も含まれる。それぞれの合意の主要部分は被告人の自白である。有罪判決、上訴権放棄及び改善保安処分の放棄の表明は、合意の対象にすることはできない。」

II. 告知義務

まず、判決に先立つ合意がなされる全ての場合には、上訴をする自由があること（35条a第3文）を訴訟当事者に告知しなければならないと規定されている。上訴権の放棄は排除されている（302条1項）。

上訴を行う権限は、従って、全ての手続関与者には保障されている。合意がなさ

8 Die Vorschrift des § 257c StPO umfasst fünf Absätze:

Absatz 1 S. 1 stellt die Zulässigkeit von Absprachen fest. In S. 2 wird nochmals herausgehoben, dass die sich aus § 244 Abs. 2 StPO ergebende Amtsaufklärungspflicht unberührt bleibt.

In Abs. 2 S. 1 wird der Gegenstand einer Verständigung umschrieben: Hiernach sind nur die Rechtsfolgen zulässiger Inhalt einer Verständigung, mit ihnen jedoch auch sonstige Verfahrensmaßnahmen sowie das Prozessverhalten der Verfahrensbeteiligten. In S. 2 wird herausgestellt, dass ein Geständnis Bestandteil der Verständigung sein sollte. Diese Formulierung zeigt jedoch, dass das nicht zwingend ist. In S. 3 werden der Schuldspruch und die Maßregeln als Inhalt einer Verständigung ausgeschlossen.

In Abs. 3 S. 1 werden die Mitteilungspflichten des Gerichts geregelt und in S. 2 wird die Zulässigkeit der Angabe einer Strafober- und Untergrenze normiert.

Abs. 4 regelt die Möglichkeit eines Wegfalls der Bindung des Gerichts an die Verständigung. Die Bindung entfällt, wenn „rechtlich oder tatsächlich bedeutsame Umstände übersehen worden sind oder sich neu ergeben haben und das Gericht deswegen zu der Überzeugung gelangt, dass der in Aussicht gestellte Strafraum nicht mehr tat- oder schuldangemessen ist“ oder wenn das Prozessverhalten des Angeklagten nicht den Erwartungen des Gerichts entspricht. Gem. S. 3 darf das Geständnis eines Angeklagten in einem solchen Fall nicht mehr verwendet werden; des Weiteren muss das Gericht eine Abweichung unverzüglich mitteilen, so S. 4.

Abs. 5 enthält die Pflicht zur Belehrung des Angeklagten über den Inhalt des Abs. 4.

Die Vereinbarung eines Rechtsmittelverzichts im Rahmen einer Verständigung ist gem. § 302c Abs. 1 S. 2 StPO ausgeschlossen. Im Falle einer Absprache muss der Angeklagte über seine Möglichkeit, Rechtsmittel einzulegen, nochmals belehrt werden (§ 35a Satz 3 StPO). Ist dies nicht erfolgt, ist ein erklärter Rechtsmittelverzicht unwirksam, vgl. § 302 Abs. 1 StPO.

れた後の判決に対する控訴及び上告も排除あるいは制限されていない。従って、上訴裁判所における必要な制限は保障されていると言われている。

Ⅲ. 透明性を確保する義務

結局のところ、合意がなされた場合には、判決理由において言及されなければならず（267条3項5文）、判決の省略も許される（267条4項2文）。

Ⅳ. その他の補足的な規定

257条cという中核的な規定のほかに、さらなる規範が刑事訴訟法に盛り込まれた。

新設された243条4項は、全ての手続参加者が合意の形成に係る対話を知り、従って、望まれた透明性が確保されることを保障しているとされている。

改革によって、手続を進めるために向けられたこの合意のほかに（160条b⁹、202条a¹⁰、257条b¹¹）、裁判所の手続においても、合意の準備に寄与されるという刑事手続におけるコミュニケーション的要素が強化された¹²と言われている。160条b、202条a及び212条は、中間手続、及び、公判手続の開始後においても、また、捜査手続においても、合意に関する会話を行うことができることを準用のかたちで、明らかにしている。

273条においては、単なる合意のための言及（257条b）とともに取引の合意の場合にも適用される調書作成義務が含まれている。さらに、243条4項、257条c第4項及び第5項において保障されている通知及び告知義務がなされたかを記録化することが義務付けられている。

9 § 160b:

Die Staatsanwaltschaft kann den Stand des Verfahrens mit den Verfahrensbeteiligten erörtern, soweit dies geeignet erscheint, das Verfahren zu fördern. Der wesentliche Inhalt dieser Erörterung ist aktenkundig zu machen.

10 § 202a

Erwägt das Gericht die Eröffnung des Hauptverfahrens, kann es den Stand des Verfahrens mit den Verfahrensbeteiligten erörtern, soweit dies geeignet erscheint, das Verfahren zu fördern. Der wesentliche Inhalt dieser Erörterung ist aktenkundig zu machen.

11 § 257b

Das Gericht kann in der Hauptverhandlung den Stand des Verfahrens mit den Verfahrensbeteiligten erörtern, soweit dies geeignet erscheint, das Verfahren zu fördern.

12 Vgl. BT-Drs. 16/12310 v. 18.3.2009, S. 2.

V. 中間結果

概観といえども前述の合意に関するアプローチからは、この新规定の体系的な重要性を探るためには十分である。なぜなら、公判手続におけるコミュニケーション的な要素の強化によって、ドイツの刑事訴訟法の中心的な糾問主義（Inquisitionsmaxime）及びその他の基本原則が試練に立たされているからである。問われなければならないものは、この規定がドイツの刑事訴訟の主たる原理、すなわち、真実の発見を瓦解させるのか、また、公平と正義よりも、訴訟経済が重視される偽りの当事者主義的な手続をもたらすのかという点である。

この点については、後述するが、まずは、一体、なぜ、制度を分断させる規定が持ちこまれるようになったのかを言及することとする。

C. 新规定の背景事情

取引に関する新规定の導入は、1877年に刑事訴訟法が公布・施行されてからの決定的な変化の1つとみられている¹³。

この点については、19世紀および20世紀の前半においては、その種の規定については聞かれなかった。

1960年代および1970年代になって初めて、次第に、司法が増加する手続件数及び証拠調べを抑えることができなくなったと言われるようになってきた。この種の嘆きと並行して、どのように裁判所の負担を軽減することができるのかという議論が始まった。

負担軽減の方向に向けた最初の歩みは、審理されるべき手続を減らすということによって実現されると言われた。この努力は、少ない手続のために審理を手厚くしなければならないという目的に関係する。このことは、ただ手続数の低下によってのみ、既に捜査手続において、成功していたとされる。この目的を実現するために、法的な制度である起訴法定主義（Legalitätsprinzip）が破られる必要があるとされた。軽微な犯罪から中程度の重い犯罪に適用される起訴便宜主義（Opportunitätsprinzip）によって、この問題の解決を図られた。それ以降の手続に進むことのない刑事手続の打切りの可能性を認める規定が153条に規範として規定されており、この規定は、1975年に刑事訴訟法に盛り込まれた¹⁴。軽罪（Vergehen）においては、行為者の責

13 Jahn/Müller NJW 2009, 2625.

14 § 153 StPO eingef. mWv 1.1.1975 durch Art. 21 EGStGB (BGBl. I S. 469); Vorläufer dieser Vorschrift war § 23 der Verordnung über Gerichtsverfassung und Strafrechtspflege vom 4.1.1924

任が僅かであるとみられ、訴追に関して公的な関心がないと考えられる場合には、刑事手続の打ち切りが可能となった（153条第1項参照）。軽罪が下限の加重された刑により威嚇されておらず、行為の結果が僅かである場合において、この種の手続が打ち切られるためには、検察官は裁判所の許可を必要としない。公訴が既に提起されている場合には、このように手続を打ち切る可能性は、153条第2項により裁判官が判断する。

軽微であることを理由とする手続の打ち切りの形態のほか、1975年には¹⁵、153条aの規定が刑事訴訟法に盛り込まれた。そのもともとの草案は、軽微な責任がある場合に公的な関心が付帯条件を付すことによって除外されることができるところには、手続の打ち切りを可能とするものであった¹⁶。この規範は、軽微性の領域（Geringfügigkeitsschwelle）に存在する行為が軽いものであると見られた。実務では、間もなくこの規定が重い犯罪にも用いられることになり、立法者は1993年にこの実務の動きを追認した。それ以来、刑事責任が重く、手続の打ち切りと矛盾している場合でも、153条のaの規定に基づき、条件と指示が付されることによって（unter Auflagen und Weisungen）、手続が打ち切られることが可能となった。

そこで、いかなるものが合意と関係があるのだろうか。

私の講演でのテーマとの関係では、とりわけ、ここでは、2つの事情がある。1つは、司法の負担軽減という点である。すなわち、153条・153条aの規定、また、257条cの規定が刑事訴訟法に盛り込まれたことは、司法の負担軽減という考えから導き出される。もう一方は、いわゆる起訴便宜主義の規定と同様に、コミュニケーション的な見方（kommunikativer Aspekt）が公判審理まで内在しているということである。自白と関連して153条aの規定に基づいて手続が打ち切られる、あるいは、どのような条件が手続の打ち切りによってなされるのかを協議することは、珍しくはない。いずれにせよ、被疑者に対する手続が打ち切られるようにするために、被疑者は条件と指示を遵守するという形態で反対給付（Gegenleistung）をもたらす。

既にもてきたように、軽微な犯罪及び中程度の犯罪では、この種の従前の合意（frühe Verständigungen）がもたらされる。全ての他の事件でも、従って、多くの

(RGBl I, 15); ausführlich zur Geschichte des § 153 vgl. Beulke, in: Löwe-Rosenberg, StPO, 26. Auflage 2008, Band 5, § 153 vor Rn. 1.

15 § 153a StPO eingef. mWv 1.1.1975 durch Art. 21 EGStGB (BGBl. I S. 469); ausführlich zur Geschichte der Norm Beulke, in: Löwe-Rosenberg, StPO, 26. Auflage 2008, Band 5, § 153a vor Rn. 1.

16 Kritisch zu § 153a StPO Schroeder/Verell, Strafprozessrecht, 5. Aufl. 2011, § 13 Rn. 99.

公判審理に導入されている。より重大な犯罪や最も重大な犯罪の領域における事件においても、1960年代及び1970年代には、手続関与者が法的な規定の枠外で及び自白と引き換えに刑を減輕する（Strafnachlass gegen Geständnis）という簡略化された形態で取決めを行っていたことが注目されていた。このことは、通常の実務であったが、この点についての議論は行われていなかった。

ペンネームではあるが、マウシェルハウゼン（Mauschelhausen）出身のデトレフ・ディール（Detlef Deal）は、1982年に刑事弁護（Strafverteidiger）という雑誌に、取決めに関する実務の在り方を公表したが、ここでは、経験のある弁護人、裁判所及び検察には、取決めの存在は知られており、信頼されていたという状況を明らかにしている。「ほとんどすべての者は、取決めの存在を知っており、それを実行しているが、誰もこれについては述べていない」と¹⁷。法律学の枠組みにおいては、この論文が公表されたことを契機として、取決めの賛否について激しい議論が行われるようになった¹⁸。

1987年には、連邦憲法裁判所は、基本的に取引はボン基本法に適合すると宣言している¹⁹。公正で法治国家に適合する刑事手続に関する諸原則は、公判手続外において、裁判所と訴訟参加者が当該事件につき刑法典が限界を既に定めている状態及び見通しについて合意を導き出すことを禁じていないとする。けれども、自明である実体的真実の発見義務の適用、法的な従属及び基本原則を用いることは、手続参加者及び裁判所の望むままあるいは自由に処分させることは許されない。「それゆえに、裁判所及び検察は、判決を装った「和解」、 「正義の取引に応じること（Handel mit der Gerechtigkeit）」は、拒絶されなければならない」²⁰。

1990年に開催されたドイツ法曹大会（Deutscher Juristentag）においては、刑事訴訟における取決めについて議論がなされた。この取決めに関する議決は、確かにこの実務慣行の是非が明らかではないが、立法者に対しては、法的な規定に基づいて既に存在する不安定な状態を除去することをアピールした²¹。

連邦通常裁判所（Bundesgerichtshof）は、1997年になって初めて、刑事訴訟にお

17 Weider StV 1982, 545.

18 Vgl. die umfangreichen Nw. bei Roxin/Schünemann, Strafverfahrensrecht, 27. Auflage 2012, § 17 D.

19 BVerfG NJW 1987, 2662.

20 BVerfG NJW 1987, 2662 (2663).

21 NJW 1990, 2991 (2993).

ける手続に関する和解の在り方をより深く明らかにした。第4刑事部は、まず、有効な和解の前提条件として、いくつかの一般的な諸原則を強調する²²。また、ここでは、法治国家原理（Rechtsstaatsprinzip）と公正で法治国家に適合する手続が基礎であるとしている。連邦通常裁判所によって許されるとされた和解に関する実務の在り方の要点（Eckpunkt）は、以下の通りである。

- ・有罪に関する和解は、法治国家原理の基礎の観点から、排除される。
- ・和解は、公開の公判期日において、全ての手続参加者のもとで行われなければならない。もっとも、個々の手続参加者の間では、後の公判期日において明らかにされなければならないものの、本質的な内容に関する和解に関する事前の会話（Vorgespräche）を行うことはできる。
- ・判決宣告前には、被告人との間での上訴権の放棄に関する取決めは許されない。
- ・ある特定の刑を科すことを内容とする和解は許されない。もっとも、裁判所は、信用性のある自白がなされた事件において、被告人に、刑の上限を超えないと説明することを保障することができる。
- ・被告人が自由に意思表示を行うことは、より重い宣告刑または法的には予定されていない判決が宣告されないという約束によって影響を受けることは許されない。
- ・裁判所の真実発見義務は依然として維持される。従って、判決の基礎は、裁判所の確信によって実際に生じた出来事のみに限られ、形式的な自白または裁判所が確信していない自白では、まだ十分ではない。
- ・自白がなされた場合でも、刑を減輕することができる。
- ・裁判所は、合意の基礎となった前提条件に拘束され、また、裁判所が知悉しなかった新たな事実が判明した場合には、その和解と異なる立場に立つことができる。

この連邦通常裁判所の判決により、実務においては、合意は承認されることになった。連邦通常裁判所は、最も好ましい和解に関する実務を具体化させ、裁判官による研修を通じて、和解に関する法の影響から排除された領域を除去しようとす

22 BGH NStZ 1998, 31.

る目的を実現させようとした。

もっとも、実務においては、連邦通常裁判所により示された基準は、常に注意深く見られているわけではなく、従来までの合意に関する実務を内包しているものと示されている。特に、どのように上訴権の放棄を取扱うべきかという問題について、連邦通常裁判所の諸刑事部は、一致していない。それゆえ、2005年3月3日に、連邦通常裁判所の大刑事部（der Große Senat in Strafsachen）は判断を行った²³。その決定において、大刑事部は、立法者に対して、合意の許容性、及び、それが肯定できるならば、判決合意に関する本質的な法的な条件及び限界を法的に規定するように促した²⁴。このことは、まずは、刑事手続の形成という基本的な問題、また、従って、判決合意がなされるべき法的な規定を確定するという立法者の義務とされている。

この上訴権放棄に関する可能性のある取決めについて、大刑事部は、上訴権放棄に関する取決めは許されないことを明らかにした。もし裁判所が、判決において上告をコントロールできるとすると、裁判所の威厳が損なわれることになる。同様に、公判審理に引き続いて上訴権を放棄することの表明もまた許されない。ただ、被告人が適切な説示を受けた上で、取決め先立って上訴権を放棄することは、上訴を提起するという判決に関する取決めであるにもかかわらず、許される。

大刑事部は、裁判所による取決めを逸脱する可能性をさらに広める機会について言及する。すなわち、判決合意に際して既に存在する重要な事実上のあるいは法的な観点が見過ごされるならば、裁判所による取決めに基づく解決が可能であるとしている²⁵。この決定においては、いずれにせよ、大刑事部は、そのような裁判官によるさらなる形成に限界があることを示した。この認定に引き続き、取決めに関する規定を創設し、裁判所に対してこの具体化を見過ごすことがないようにという立法者へのアピールが続く。

既にこの大刑事部の決定の前には、文献においては、立法者は、取決めに関する規定を刑事訴訟法に盛り込むことが呼びかけられていた²⁶。この大刑事部の決定によれば、立法者はこの呼びかけを長くは無視できなかったあるいは無視しなかった。

そこで、刑事訴訟法における規定及び上級裁判所の諸決定を目の当たりにする

23 BGHSt (GrS) 50, 40.

24 BGHSt (GrS) 50, 40 (64).

25 BGHSt (GrS) 50, 40 (50).

26 Landau ZRP 2004, 146 (147).

と、ついに、従来までの刑事訴訟法の枠外において行われてきた取決めに関する問題の解決が法的になされたと仮定することができよう。既に、取決めという概念、また、同様に取引という文言も考慮されていない、を放棄して新設された257条cの規定における語義 (Terminologie) としては、手続参加者の間で得られた意思の一致という合意の成果を盛り込んでいる。立法者は、この繊細な言葉の上での相違を通じて、刑事裁判の判決の基礎が準契約的な取り決めであるという印象が広まらないようにした。概念については、ここでは、私は、特に争うつもりはない。なぜなら、言語上はそれを曲解しようが用いようが、積極的あるいは消極的に表現しようが、合意においては、取引全体の交換 (Austausch von Verhandlungsmasse) が問題となっているからである²⁷。つまり、自白に対して有利に扱われること、また、裁判所 (257条c第4項第1文) もまたそれに結び付けられるからである。

そうだとはいっても、合意に関する規定を支持する論者は、議会により制定された法律は、透明性、予見性及び信用性が刑事訴追に関する実務にもたらすことで、その純粋性をもたらしたと主張している。

さらに、この主張は、否定されるわけではなく、それゆえに、刑事手続における合意に関するこの新规定を支持する論者は、再三再四にわたって、努力することとなる。けれども、この規定は、ドイツの刑事手続において異質の存在 (ein Fremdkörper) であり、多くの制度内の不調和をもたらすことが見過ごされる。この制度内の不調和については、次に、3つのテーゼにより論証したい。

D. いわゆる合意に関する制度に調和しない3つのテーゼ

1. 刑事訴訟における合意は、真実発見を危険にさらす。
2. 刑事訴訟における合意は正義を危険にさらす。
3. 刑事訴訟における合意は、第三者に負担をかける取決めたりうる。

まず、刑事訴訟における合意は、真実発見を危険にさらす。

ドイツの刑事訴訟の本質的な柱の1つに、いわゆる真実発見の原則 (Ermittlungsgrundsatz) がある。この基本原則と、実体的真実の発見は結びついていて、従って、裁判所は、自ら事案の真相を明らかにすることは、被告人の自白とは結びついておらず、証拠調べ請求も制限されていない。端的に説明すると、真実

27 Ähnlich Schroeder/Verell, Strafprozessrecht, 5. Aufl. 2011, § 25 Rn. 205.

探究原則には、裁判所と被告人との間でのコミュニケーション要素とは異なり、合意の要素は内在していない。

立法者は、257条cに関する規定の立法理由として²⁸、職権による探知から合意による刑事手続の処理へのパラダイムが転換したと説明しようと試みている。そこでは、従来までのドイツの刑事訴訟において未知の新しい形態ではなく、裁判所の役割、とりわけ、実体的真実を探究するという義務において、合意による手続終了の形態に押し戻されることは、望ましいものと説明されている。むしろ、さらに、刑事手続の諸原則も妥当すると言われている。このことをどのように理解すべきか。真実探究原則と実体的真実は、その性質上、迅速な手続終了に有利な職権による真実探究義務に押し戻そうとする合意による要素と調和していない。裁判所が、自らの事案の真相解明義務を通じて確信しているのではなく、裁判所の面前にある訴訟記録から被告人の自白の信用性を推論するとすれば、裁判所が事件について244条2項に基づく裁判所による職権の真実探究義務は、もはや意味を持たない²⁹。つまり、その判決は、口頭及び直接審理を含む公判期日の総体に基づくものではなく(261条)、自白と結びつけられた検察官によって得られた捜査結果によって言い渡されることになる³⁰。まさに、手間のかかるだけでなく、費用の掛かる経済刑法に係る事件手続において、真実の発見という関心を訴訟経済のために犠牲にすることになる。

刑事訴訟は、衆人環視の中で(これは、公開を意味する)、市民の法違反を突き止め、規範の実現を全ての者の意識に定着させるために(一般予防と言われているものである)、制裁を行う制度であるときには、このことは、より一層、大きな懸念となる。刑事訴訟によって、刑法の目的である、社会平和の安全に寄与することになる。

有罪判決の宣告によって、法違反は否定され、正義は再び実現される。具体的な制裁によって、市民は、その責任に応じて外部に向けられる害悪を受けることになる。つまり、全ての他の市民との関係では、法の適用にとって明確な指標となる。従って、市民の好みの中にあるのではなく、正義を再び実現させるための刑としての社会の構成要素が重要となる。

合意の形成によって、この関係は破棄されることになる。市民が国家に従属し

28 BT-Drs. 16/12310 v. 18.3.2009, S. 8.

29 Schünemann ZRP 2009, 104 (106); vgl. a. Schroeder/Verell, Strafprozessrecht, 5. Aufl. 2011, § 25 Rn. 205.

30 Schünemann ZRP 2009, 104 (106).

て、その運命によっているわけではなく、市民が犯罪行為を行った場合にのみ、法治国家において、処罰されるべきであるし処罰されることが許される。法違反は、刑事訴訟において、職権による真実発見の原則によって確認されることができる。従って、真実発見の原則は、意のままに操れるものであったり、不必要な形式的なものではなく、国家の自己規制として理解されなければならない。裁判官が被告人の責任能力があることを完全に確信できる場合にのみ市民に対して最も峻厳な剣(刑罰)を振りかざすことができる。合意の成立によって短縮された手続において、このことは十分に機能しない。

テーゼ2について。刑事訴訟における合意は正義を危険にさらす。

ここでは、2つのものについて区別しなければならない。

すなわち、一方では、手続的正義、他方では、科せられる制裁の観点からの正義である。

テーゼ1の箇所ですべて述べたように、合意の際の裁判所の確信は、本質的には、真実発見の原則ではなく、その合意に抵触する。裁判所は、具体的事案において合意が可能かという確信については、捜査記録から得られる。実際上は、被告人は、捜査手続において得られた捜査結果に影響を受けていることを意味する³¹。しかし、捜査結果を修正することができる捜査手続における弁護権は、残骸として崩壊することになる。真実発見の原則と公判手続の総体は、従来まで、被告人に対して一定の保護を提供していたので、刑事手続の制度はこのことを強要はしていない。

科せられる制裁の観点から、私は、正義が危機に陥っているとみている。257条cの規定においてはすべきと規定されている („Soll“-Formulierung) ことが変更されていないので、自白は合法的に被告人に対する圧迫の手段³²となっていることを見過ごすことはできない。刑の量定を考慮に入れることも、圧迫の事実性の点では変更されていない。特に明らかなのは、勾留中における自白を行うように迫られることになる。裁判官の側からも、圧迫の手段として³³勾留の濫用が危険ではないとの指摘がある。勾留されている被告人が保釈されたり、あるいは、峻厳な制裁が科

31 Roxin/Schünemann, Strafverfahrensrecht, 27. Auflage 2012, § 17 Rn. 27; Schünemann ZRP 2009, 104 (106).

32 Vgl. Roxin/Schünemann, Strafverfahrensrecht, 27. Auflage 2012, § 17 Rn. 27; Schünemann ZRP 2009, 104 (106); vgl. a. Schroeder/Verell, Strafprozessrecht, 5. Aufl. 2011, § 25 Rn. 205 a. E.

33 Gieg GA 2007, 469 (477).

せられないようにするために、被告人が取引のための「自白」をするならば、正義はもはや関係ないことになる。

テーゼ3について。刑事訴訟における合意は、第三者に負担をかける取決めたりうる。

このテーゼは大胆に見える。刑事訴追の実務をみると、このことは良い状態である。まず、257条cに関する立法理由によれば、事実認定手続に参与したあるいは具体的な事実認定手続外での訴訟状態に関連する決定（例えば、執行手続あるいは他の裁判所に係属している事件に関する決定）は排除されている³⁴。第三者に負担を掛けるこのような決定について考えているわけではない。むしろ、次のような状況を指摘する。

大規模な経済犯罪事件の手続においては、多数の被告人が公訴を提起され、その事案は場合によっては、手続が分離されることがある。すなわち、1つの事件において複数の手続が平行に進行することになる。場合によっては、様々な被告人が、幫助犯あるいは共犯、例えば、会計収支の誤記載等（Bilanzmanipulation）として公訴が提起される。おそらく最も重大な責任を負う被告人に対する証言をその手続において得られるようにするために、まず、手続が分離される。この分離された手続においては、被告人が全て自白をしたという合意に基づき、全ての被告人に有罪判決が言い渡される。

まさしくこのような状況では、第三者に負担をかける取決めのように合意と言うものが主たる責任を負うべき被告人に影響することになる。

自白の信用性を維持するために、もちろん首謀者に不利に扱われることになる自白をした応訴（Einlassung）は、その後になされる証言とは異ならない。しかし、自白をした応訴がただ訴訟手腕のみによって有罪となるかどうかは、明らかではない。まさしく複雑な経済刑法の事件手続においては、被告人がその責任を負わなくなりうること及び自白が勾留からの逃げ道の1つとなることは、珍しくはない。もちろん、これに反して、自由心証主義（der Grundsatz der freien richterlichen Beweiswürdigung）から、不当な証言に信用性を認めないことができることを争うことができる。しかし、いったん、信用性の有無が生じると、弁護の可能性はほとんどないことになる。

34 BT-Drs. 16/12310 v. 18.3.2009, S. 13.

この3つのテーゼを次々に思い浮かべると、257条cの規定が盛り込まれることによって、パラダイムの転換が生じたことになる。ドイツの刑事訴訟における伝統的な諸原則とは整合しないといえよう。

E. 諸外国の展望

取決めについて検討する際には、イギリスまたはアメリカ合衆国において根付いている答弁取引 (Plea Bargaining) について取り上げられる³⁵。これらの国々に導入されている当事者主義の構造に着目すると、すぐにかつ明らかに、答弁取引が職権により真実の発見が義務付けられた刑事訴訟に転用されていることが分かる。

当事者主義の刑事訴訟においては、検察官は、公訴の提起によって、独立して、訴訟状態及び有罪判決を言い渡すことになる構成要件を定める。さらに、行為者の刑事責任と宣告刑の判断がそれぞれ分けられて行われる。行為者の刑事責任に関する決定に際しては、基本的には、陪審がその刑事責任の有無を判断する。被告人が答弁取引、すなわち、自白を行うと決心すると、この部分が完全に省略され、裁判所によって被告人の宣告刑を判断する手続となる。従って、被告人にとっては、裁判所が被告事件の構成要件の調査が省かれるあるいは審判対象が拘束され、それにふさわしい有罪判決が導き出される状態がもたらされることになる。被告事件の構成要件は、検察によって、裁判所によって被告人の刑事責任に対して刑が減輕されるように、交渉により取り決められる。その上、被告人は検察と訴訟の事実を交渉して取り決めることができる。というのも、ただ弁護側と検察が訴訟対象、とりわけ、証人の召喚を通じて、持ち込むことができる、つまり、弁護側と検察が手続の事実を決めることができる。それに対して、裁判所は、みずから不明確な点、さらなる証人の召喚によって明らかにすることができない³⁶。つまり要約すると、次の通りである。当事者主義の刑事訴訟は、訴訟当事者の訴訟 (Parteiprozess) である。その一方で、ドイツの刑事訴訟は、糾問的な刑事手続の模範である。糾問的な刑事訴訟は、真実の発見を理想とする。それに対して、当事者主義の刑事訴訟は、両当事者の競争、すなわち、検察対弁護側の競争に似ている。2つの刑事訴訟のタイプの制度的な違いを示すためには、このような簡略化した紹介によっても十分なのである。

そのほかに、実務では答弁取引については、文献上では、コメントが行われてお

35 Vgl. dazu Hertel ZJS 2010, 198 ff.

36 Vgl. Hertel ZJS 2010, 198 ff.

らず、もちろん、取決めについても、批判なく甘受されている³⁷。むしろ、批判点は、ドイツの文献によってもたらされた点と同様である。

また、イタリア、フランス、ポーランドといったヨーロッパ諸国、また、2011年にはスイスでも、刑事訴訟において、協議的な要素によって手続に影響が与えられる可能性が見られるようになってきた。しっかりとした比較法研究を行うに際して、ドイツの法的状況と比較できるようにするためには、外国の刑事訴訟の構造を探求することは必要である。イタリア法は当事者主義的及び糾問主義的な要素を兼ね備えているが、それゆえに、そこでは、糾問主義的な刑事訴訟と比較をすると、取決めがむしろ、正当化できよう。いわゆる庭の垣根を見るということは、しばしば緑の葉っぱだけをみるのであって、そこにいるアブラムシを見るものではない。

いずれにせよ、灯台と取決めに対する一貫性のある闘士にもたらすものとして、私は、次のものを見つけることができると考えている。すなわち、オーストリアの状況である。

オーストリアでは、最高裁判所 (Der Oberste gerichtshof) は³⁸、完全に取決めを拒絶している。なぜなら、真実の発見に対するセンセーショナルな反対により、取決めは、基本的に導き出されるとしている。このオーストリアの最高裁判所の判断によれば、訴訟参加者は、取決めの実務をさらに進めるにあたって、規律上及び刑法上の責任が除外されることになるとしている。

F. 刑事訴訟法257条cの導入後の取決めに関する実務

新たに盛り込まれた中心的な規定である257条cに関する法改正によって、3年にわたり、刑事訴訟における取決めの規定が存在している。常に疑い深くこの規定を注視されるべきであるが³⁹、他方で、既にさらなる改革も提案されている⁴⁰。

257条cに関する実務はほとんど見通すことができない。しかし、次のことを明らかにしなければならない。すなわち、全ての訴訟参加者が満足している限りでは、依然として、257条cの規定の枠組みの外における取引が行われていることが現実である。特に上訴の禁止に関しては、実務上は、これを回避するために、非常に工

37 Hertel ZJS 2010, 198 (200 f.) mwN.

38 OGH JBl 2005, 127 f.

39 Bittmann NSTZ-RR 2011, 102.

40 Fezer NSTZ 2010, 177.

夫を凝らしている⁴¹。これを可能とするように、裁判所の様々な戦術が存在している。一つの選択肢は、裁判所が手続の終了について「提案」をし、他の訴訟参加者がこれについて意見を表明しないと、その際には、この経過（Vorgang）は257条cにいう合意としては見られないということにある⁴²。さらに広範な、強い批判は⁴³、それに付随する変形である。すなわち、判決に関する取決めのすぐ後に、上訴を申し立てるが、その後直ちに、予め約束したように、再び取り下げるというものである。この可能性は、302条第1項第2文の文言には反しないから、ドイツ連邦通常裁判所はこれを許されると宣言した⁴⁴。それゆえ、2010年に開催された第68回ドイツ法曹大会の参加者、その議決において、302条第1項第2文もまた、上訴期間内においては上訴の取り下げが許されないような規範とすることを求めている⁴⁵。

しかし、また、新法における他の規定も批判されている。すなわち、問題があるものとしては、とりわけ、広範囲にわたる調書への記載義務である。というのも、多くの事件においては、あまりにも複雑だからである。取決めに小規模な、単独裁判官により審理される事件で適用されるにもかかわらず、この詳細な規定は、むしろ、費用のかかる大規模事件では差し引かれている⁴⁶。

連邦憲法裁判所の決定⁴⁷

2013年3月19日、連邦憲法裁判所は、合意の規定について、確かに基本的には、再度、合憲性を宣明した。もっとも、連邦憲法裁判所は、実務の在り方を痛烈に批判している。

当部は、鑑定人のハインリッヒ・ハイネ大学（デュッセルドルフ）のアルテンハイン（Altenhain）教授に、刑事手続における実務上の合意に関する代表的な実証研究を依頼した。この目的を実現するために、鑑定人は、2012年4月1日から8月24日までの期間に、合計190件の刑事事件につき、ノルトライン・ウェストファーレン州に勤務する裁判官、すなわち、刑事裁判官または参審裁判所の裁判長として勤務していた117名、刑事部の裁判長として勤務していた73名の裁判官に調査を行っ

41 Vgl. etwa BGH NStZ-RR 2010, 213 und 244 f.; OLG Frankfurt a.M. NStZ-RR 2010, 213 f.

42 Fischer ZRP 2010, 249 (250).

43 Fischer ZRP 2010, 249 (250); Niemöller StV 2010, 474 f.

44 BGH NJW 2010, 2294.

45 68. DJT, Beschlüsse Ziff. II(5) a cc.

46 Fischer ZRP 2010, 249 (250).

47 BVerfG, 2 BvR 2628/10 vom 19.3.2013.

た。これらの裁判官らと共に、コントロールグループとして、68名の検察官及び76名の刑事事件専門の弁護士も質問を受けた。

質問を受けた裁判官の評価によると、2011年度には、簡易裁判所における刑事手続の17.9%で、地方裁判所の23%の手続が取決めにより処理されていた。その評価によると、どれくらいのパーセントの事件が、裁判実務において、合意に関する法的な規定に違反しているのかという問いについては、およそ半数以上の裁判官は、全ての手続の半数以上で、取決めによっているであろうと答えていた。

質問を受けた58.9%の裁判官は、半数以上のケースでの取決めは、非公式(informell)に、すなわち、257条cの規定を適用することなく処理されていると答えており、26.7%の裁判官はいつもそうであったと答えていた。33%の裁判官は、公判審理外において、取決めをしており、その取決めは公判審理において明らかにしていなかったと答えているが、その一方で、検察官の41.8%及び弁護人の74.7%は、このことを既に経験したと答えている。取決めが成立したらそのことを明らかにする義務は、無視できない部分の裁判官によって、余分な形式主義と感じられている。このいわゆるネガティブテスト(273条1項a第3文)に関する規定は、実務においては、しばしば無視されている。質問を受けた54.4%の裁判官は、成立しなかった合意は調書に言及に値するかたちで記載していないと答えた。質問を受けた46.7%の裁判官は、267条第3項第5文の規定に反して、有罪判決に先行する合意に向けて、判決理由を示していないと答えた。非常に多い取決めの内容として、154条・154条aに基づく手続の打切り、場合によっては、手続の制限がある。すなわち、これとの関係で、いわゆる全体的解決(Gesamtlösungen)という枠組みでの、他の、公訴に関係しない手続の打切りが常に話題にのぼる(G・シェヒによりなされたミュンヘンにおける取決めの実務に関する匿名の実証調査の枠組みにおいては、いわゆる家族的解決(Familienlösungen)として知られている。ここでは、夫により重い自由刑を科し、それと引き換えに、自宅で子供の世話を行えるようにするために、妻には執行猶予付き判決を言い渡す、または、家族に属する者に対して将来的に言い渡される刑罰を他の手続で同時に取り決められるようにするものである([vgl. G. Schöch, Urteilsabsprachen in der Strafrechtspraxis, 2007, S. 147])。一部分については、例えば、責任に関する取決めのように、アルテンハイ教授の257条c第2項の調査からも明確に排除された内容が受け入れられている。61.7%の裁判官が取決めの後に排除された自白の信用性を常に調査していること、83.3%の裁判官が自白の信用性を常に容認しているだけでなく、ただ、しばしば、ときど

き、わずかに、あるいは、全く容認していないと答えている。質問を受けた35.3%の裁判官は、被告人またはその弁護人自身の表明から、その者が合意に関する会話の中で、刑の上限とともに、場合によっては、協力がなされた場合の特定の刑の範囲を、既に、争いのある事案にとっての場合に備えた第二の刑を挙げていること、16%の裁判官が、典型的に行動していると述べている。取決めの後の上訴の提起は非常に珍しい。27.4%の裁判官の返答によると、257条cの規定に基づく合意に際しては、302条第1項第2文の規定に反して、明確に上訴権の放棄がなされている。14.7%の裁判官は、自身のところでは、合意の後に、「常に」上訴を放棄していると答えている。56.6%の裁判官は、このことは、「しばしば」起きていると答えている（検察官は5.6%～64.8%，弁護人は5.6%～76.1%）。16.4%以上の裁判官及び30.9%の検察官は、取決めの枠内においては、既に刑の減軽がなされるとの見通しがあると、答えている。それに反して、30.3%の弁護人は、その見解から、重い刑と取決めとははかりにかけていることが明らかとなった。取決めとの関係でなされた自白に引き続く刑の割引（Strafrabatt）は、調査を受けた者の返答によると、争った事件の審理の場合と比べて少なくとも25%から33.3%で刑が減軽されるとしている⁴⁸。

この実証学的な調査の結果から、一目瞭然で、連邦憲法裁判所は、合意に関する規定につき憲法適合性を肯定していることが驚かれる。連邦憲法裁判所は合意に関する規定からかけ離れた実務を明確には認めておらず、憲法異議に根拠づけられた有罪判決を破棄したことは、見逃されるべきではない。このことは、合意に関する諸規定それ自体ではなく、その誤った適用とその濫用に対して異議が認められたことを意味する。

連邦憲法裁判所の主文から、次のようなことが判明する。すなわち、

ボン基本法に根付く責任主義（Schuldprinzip）、真実探究義務、真実発見並びに、無罪推定及び裁判所の中立性は、真実発見の適用、法的な包接、手続参加者及び裁判所の自由な刑の量定の原則を構築することを排除しない。

裁判所と手続参加者との間で、自白をした事案にとって、被告人には、刑の上限を約束し、刑の下限を告知する公判期日の状態及び見通しに関する合意は、憲法上の基準を十分には考慮していないという危険を生じさせる。同様に、立法者には、手続の簡略化のために合意を許容することを、まったく拒むことはできない。けれ

48 Original BVerfG 2 BvR 2628/10 vom 19.3.2013 Rz. 48 und 49.

ども、立法者は、十分な事前措置 (Verkehrung) によって、憲法の求める要求を保障されることを保障しなければならない。想定された保護メカニズムの有効性を立法者はさらに調査しなければならない。そのメカニズムが不完全あるいは不適切であるならば、立法者は、その限度において、改善し、必要とあらば、刑事訴訟における取引の許容性に関する決定を改めなければならない。

合意に関する法律は、十分な方法で、憲法に適合する基準の順守を保障している。合意に関する法律のかなりの程度の不足した適用によって、法的な規定の違憲性は、目下のところ、もたらされることにはならない。

合意に関する規定によって、刑事手続における合意の許容性は、完結した規定である。法的な規定のコンセプトの外で、成功した形でいわゆる非公式の和解 (erfolgende sogenannte informelle Absprachen) が許されることになる。

G. むすび

ドイツの刑事訴訟法のコンセプトは、257条cの規定が刑事訴訟法に盛り込まれることによって、本質的に基本原理に反することになった。

連邦通常裁判所によって輪郭が与えられ、立法者により引き継がれた解決策によって、効果的な司法の負担軽減の目的は達成されるわけではなく (限られた自白 (schlanken Geständnisses) を許容することが不可能であるため)、真実発見の基本原則も保障されていない (裁判所は、時間の節約のために自白の調査を訴訟記録からのみで調査しうるからである⁴⁹)。

連邦憲法裁判所は、新しい刑事訴訟法の改革を実行していない。というのも、刑事訴訟法における諸合意を立法者の評価権限 (Einschätzungsprärogative) の規範化を調査していないからである。直接的には問題とされた有罪判決、及び、間接的にはボン基本法の合意に根拠のある程度に関する規範を調べるべきであったからである。権力分立を背景とした法令審査 (Normenkontrolle) は慎重になされなければならないことは、明白である。責任主義、公正な手続 (fair trial)、無罪推定 (Unschuldvermutung) 及び裁判官の中立性 (richterliche Neutralität) といった基本原則は、合意に関する諸規定によって保障されなければならないということを、立法者は禁じているわけではなく、盛り込まなければならないとしている。確かに、このことは、憲法的な問題を解決し、権力分立を確認し、侵害してはいないが、刑

49 Fezer NStZ 2010, 177 (181).

事訴訟の制度の内在的な違反、すなわち、糾問主義的及び当事者主義的な要素を混合させている。立法者は、ただちにこの混合を除去するようにならなければならないであろう。連邦憲法裁判所は、合意に関する規定を直接に適用しないという広まった実務慣行は無視することができないことを見逃すことはできないと、非常に明確にしている。法は実務を規律し、実務が法を規律するという点については (Rn. 119)、連邦憲法裁判所とは同意見である。連邦通常裁判所が合意の基準に照らすことを阻止するように命じて以降、少なくとも1980年代から実務においては、合意に関する規定がない規定がなくとも合意に至ることができることを回避してきたことは、十分に考えなければならない。立法者自身もがその規定を導入した後も、広まった実務においては取引が行われている。もちろん、このことは、法の問題ではなく、適用の問題である。それゆえに、この問題を解決することは法の問題ではなく、実務の問題である。

最後に、私の立場を明らかにする。すなわち、257条cのようなそのような影響力の大きい合意の要素が刑事訴訟法に導入されたことは、必然的に、刑事訴訟法の改革となり⁵⁰、さもなければ、刑事訴訟法は、単なる体系的に崩壊するだけではなく、正義を保障する制度としての目的を失うことになる。

〔訳者後記〕本稿は、2014年3月26日、専修大学法学研究所、専修大学今村法律研究室共催で開催されたアルント・ジン教授 (Prof. Dr. Arndt Sinn) の講演「ドイツの刑事手続における合意 (刑事訴訟法257条c)」(Die Verständigung (§ 257c StPO) im deutschen Strafverfahren) の原稿の本文を翻訳したものである (一部、読者が理解しやすいように意識をした箇所もある)。この場を借りて、本公演のご準備に労を取って下さった先生方、ご参加くださった多くの先生方、とりわけ、当日のご司会を快くお引き受けくださった法学部小川浩三先生にお礼を申し上げる。

ここで、ジン教授の略歴を紹介する。ジン教授は、ドイツ連邦共和国・ヨーロッパ・ヴィアドリア大学 (Europa-Universität Viadrina Frankfurt (Oder)) の刑事法の教授を経て、現在はオスナブリュック大学 (Osnabrück Universität) の刑事法の教授である。ジン教授は、とりわけ、組織犯罪及び国境を超える犯罪について研究している。

50 Vgl. Roxin/Schünemann Strafverfahrensrecht, 27. Auflage 2012, § 17 Rn. 31; Schünemann ZRP 2009, 104 (106 f.).

ジン教授は、オスナブリュック大学に付属するヨーロッパ及び国際刑法学センター (Zentrum für Europäische und Internationale Strafrechtsstudien (ZEIS)) の創設者でありセンター長でもあり、国際刑法教義学雑誌 (Zeitschrift für Europäische und Internationale Strafrechtsdogmatik (ZIS)) の国内及び国際編集委員でもある。2006年には、ギーセンにあるユストゥス・リービック大学 (Justus-Liebig Universität Gießen) から、教授資格論文の功績を称えて、ヘルベルト・ストルツエンベルク博士奨学金 (Dr. Herbert-Stolzenberg-Stipendium) を得ている。また、ジン教授は、世界中の多くの共同研究者とともに、刑事法の領域における比較法世界中の先駆者であり、そのほか、刑法及び刑事訴訟法についての著作があり、同時に、多くの論文を編集し出版している。

本稿で検討されたドイツの刑事訴訟における合意については、ジン教授の指摘のように、糾問主義に立脚したドイツ刑事訴訟には整合しないとしている。しかし、実務では、取決めが広く活用されており、立法者はその実務慣行に法的な根拠を与える立法を行った。ところが、実務では、そのような立法者の意図に反して、依然として、刑事訴訟法257条cの規定を脱法するかたちでの合意ないしは取決めが行われていることも紹介されている。伝統的にドイツの刑事訴訟は、原理原則を重視する姿勢が強く表れていると考えられるところ、実務上はその原理原則がしばしば活用されていないことを示す一例として、興味深いものがある。そうすると、さらに、実務で通用されない原理原則というものには何らかの問題があって、また、そのような原理原則というものがはたして刑事訴訟の原理原則たりうるのかという疑問が生じ、従って、そもそも刑事訴訟理論というものが実務的でもあるべきか (praktikabel) という議論がなされる余地もあろう。この点については、本稿において触れられなかったが、比較法的観点からもわが国の刑事訴訟の法解釈の観点からも、今後の検討課題の1つとなるかもしれない。なお、2014年9月17日には、ドイツ連邦憲法裁判所は、2つの事案の決定において、合意をより具体化する試みを行っていることを紹介する (BverG 2 BvR 2048/13 vom 17. 9. 2014, BverG 2 BvR 2172/13 vom 17. 9. 2014)。今後は、この両決定が実務にどのように浸透していくのかを見守る必要があるものと考えられる。

本稿で扱った問題を検討した文献として、例えば、加藤克佳=辻本典央訳「ドイツ刑事訴訟における判決合意手続の合意性」近畿61巻1号201頁、ヘニング・ローゼナウ (加藤克佳訳) 「ドイツにおける答弁取引 (いわゆる申合せ) と憲法」近畿61巻2・3号409頁、加藤克佳「刑事手続における協議・合意」『曾根威彦先生・田

口守一先生古稀祝賀論文集（下巻）』（成文堂，2014）377頁以下等がある。

なお，本稿は，平成25年度専修大学研究助成・個別研究「犯罪被害者と時代に即した新たな刑事司法の構築」の研究成果の一部である。



アルント・ジン教授



講演会の参加者の集合写真